

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

練馬区長殿

所在地

法人名

代表者

印

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付申請書

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 施設名

2 交付申請額

総額(年 月 ~ 年 月)

金額										円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

うち、_____年度分

金額										円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

3 添付書類

交付申請額算定内訳書(第1号様式の2)

事業計画書(第1号様式の3)

借入金償還計画・実績表(第1号様式の4)

法人住民税の納税証明書または非課税証明書

前年度の決算報告書

法人の概要・沿革について

寄附行為または定款

法人の役員名簿

法人の登記簿謄本(写し)

救急告示の通知書(写し)

基本診療料の施設基準等に係る届出書一式(受付印のある写し)

2回目以降の交付申請においては、上記の下線付きの添付書類に変更がない場合に限り、その提出を省略することができる。

第1号様式の2（第7条関係）

交付申請額算定内訳書（ 年度）

施設名

利子補給対象額	円	利子補給利率	年利 %
利子補給期間	年間	元本残額	円

元本残額の記入は、利子補給初年度については不要。利子補給初年度を除く年度については、各年度4月1日現在の元本残額を記入すること。

(添付書類)

- 1 借入金調書(別紙)
 - 2 借入契約書(写し)
 - 3 利子計算書(写し)

別紙

借 入 金 調 書

借入先			
借入者			
借入額	円((注1))		円)
借入日	年 月 日		
使 途			
保証人			
担保物件			
返済方法(注2)			
返済期日	年 月 日		
利率	年利	%	
その他			

利子補給(注3)

利子補給対象額	円	利子補給利率	年 %	利子補給期間	年
---------	---	--------	-----	--------	---

(注1) 借入額のうち、利子補給の対象となる額を記入すること。

(注2) 元本および利子の返済方法を簡潔に記入すること。

(注3) 以下は記入しないこと。

第1号様式の3(第7条関係)

事業計画書

1 施設の所在地、名称

所在地 _____
名 称 _____

2 施設の設置、運営主体

所在地 _____
法人名 _____
代表者 _____

3 敷地

(1) 敷地面積 _____ m²
(2) 敷地の所有形態(自己所有、借地、買収予定地)

4 施設の規模、構造

(1) 整備形態 新築・改築・増築
(2) 規模、構造 造 階建
建築面積 _____ m² 延床面積 _____ m²
(3) 病床数 床

5 設 計

(1) 設計者 名 称 _____
(2) 設計期間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

6 施 工

(1) 請負業者 名 称 _____
(2) 工事監理者 名 称 _____
(3) 施工期間 着 工 年 月 日
竣 工 年 月 日

7 開院予定期間 年 月 日

8 整備費内訳

(1) 補助対象事業分

設計費	_____円
工事監理費	_____円
_____工事費	_____円
_____工事費	_____円
小計	_____円

(2) 補助対象外事業分

用地取得費	_____円
_____	_____円
小計	_____円

(3) 合 計 _____円

9 財源内訳

(1) 借入金 _____円

(2) 補助金等 _____円

国補助金	_____円
都補助金	_____円
区補助金	_____円
その他	_____円

(3) 寄付金その他 _____円

(4) 自己資金 _____円

(5) 合 計 _____円

10 添付書類

(1) 設計契約書、工事請負契約書および工事監理契約書の写し

(2) 建物配置図、平面図、立面図

(3) 建築確認済証の写し

借入金償還計画・実績表

設置者		施設名		(単位:円)
-----	--	-----	--	--------

(注) 1 記載は貸付実行後最初の償還月から最終の償還月までとし、残高は毎償還月の元本残額にて記載すること。

2 最初の償還月から最終の償還月までを1枚の用紙に記入することができない場合には、用紙を適宜複写して記入すること。

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

(法人名、代表者氏名) 様

練馬区長

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった利子補給金については、練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記により交付することに決定したので通知します。

記

1 施設名

2 交付決定額

総額(年 月 ~ 年 月)

金額									円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

うち、_____年度分

金額									円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

3 交付条件

利子補給対象事業の遂行

補助事業者は、利子補給金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって利子補給対象事業を遂行しなければならず、いやしくも利子補給金を他の用途に使用(交付の目的となっている融資または利子の軽減をしないことにより、利子補給金の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)してはならない。

事故報告

補助事業者は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、ただちにその理由およびその他必要な事項を書面により、区長に報告しなければならない。

利子補給対象事業が事業計画書による期間内に完了しないとき、または利子補給対象事業の遂行が困難になったとき。

利子補給金に係る借入金（利子を含む。）の返済を遅延したとき、または返済の遂行が困難になったとき。

変更報告

補助事業者は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、ただちにその理由および変更内容等を書面により、区長に報告しなければならない。

利子補給対象事業の内容を変更するとき。

法人の代表者・登記・印鑑などに変更があったとき。

実績報告

補助事業者は、利子補給金の交付に係る会計年度の借入金償還実績報告書を、当該会計年度終了後20日以内に区長に提出しなければならない。

補助事業者は、利子補給対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を、区長に提出しなければならない。

交付決定の取消し

区長は、つぎのアからカまでのいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

イ 利子補給金を他の用途に使用したとき。

ウ 利子補給金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 救急告示医療機関でなくなったときまたはこの利子補給金の初回交付年度の翌年度の3月末日までに救急告示を受けなかったとき。ただし、区長が認める場合はこの限りでない。

オ 地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料または療養病棟入院基本料の届出を取り下げたときまたはこの利子補給金の初回交付年度の翌年度の3月末日までにこれらの届出をしなかったとき。ただし、区長が認める場合はこの限りでない。

カ アからオまでに掲げるもののほか、区長が不適当と認める事由が生じたとき。
　　の規定は、交付すべき利子補給金の額が確定した後においても適用する。

利子補給金の返還

区長は、交付すべき利子補給金の額が確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、その超過した部分について、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

区長は、の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、既に利子補給金が交付されているときは、その取消しに係る部分について、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

違約加算金

補助事業者は、の規定により利子補給金の交付決定の全部または一部を取り消され、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）について、年10.95%

の割合で計算した違約金（100円未満切捨て）を区に納付しなければならない。

延滞金

補助事業者は、利子補給金の返還を命ぜられた場合において、指定された期限までに納付しなかったときは、指定された期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）について、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満切捨て）を区に納付しなければならない。

借入金の借入れ条件等の変更

利子補給金の交付決定後、利子補給に係る借入金の借入利率および返済期間等借入れ条件が変更となった場合であって、交付対象額に変更があるときは、補助事業者は、練馬区医療施設整備資金利子補給金交付額変更申請書に別表第4に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

利子補給金の交付決定後、利子補給に係る借入金の借入利率および返済期間等借入れ条件が変更となった場合であって、交付対象額に変更がないときは、補助事業者は、練馬区医療施設整備資金利子補給金に係る借入金の借入れ条件変更届に別表第4に掲げる書類を添えて、区長に届け出なければならない。

区長は、 の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行う実地調査等により、利子補給金交付額を変更すべきものと認めたときは、速やかに利子補給金交付額の変更を決定するものとする。

の場合において、変動金利による借入金の場合で、適用する利率が変更となつたために交付対象額が変更となるときは、債務負担行為限度額の範囲で利子補給金交付額を変更する。

の場合において、借換えまたは償還条件の変更等補助事業者の事情により利子補給金交付額が増えることとなるときは、交付決定額の総額は増額しない。ただし、利子補給金交付額が減ることとなるときは、交付決定額を減額する。

から までの規定にかかわらず、変更後の額が補助に係る当該年度の区の予算額を超えるときは、当該年度の区の予算額の範囲内で利子補給金を交付するものとする。

区長は、 から までの規定により利子補給金の交付額の変更を決定したときは、練馬区医療施設整備資金利子補給金交付額変更決定通知書により、利子補給金交付の条件を付して補助事業者に通知するものとする。

区長は、 および の規定により利子補給金交付額を減額した場合において、既にその額を超える利子補給金を交付しているときは、その超過した部分について、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

財産の処分等の制限

補助事業者は、利子補給対象事業により取得し、または効用の増加した財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないで、利子補給金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

立入検査等

区長は、利子補給金に係る予算の執行の適正を期すため必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、または職員にその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

是正のための措置

区長は、利子補給対象事業の成果が利子補給金の交付決定の内容またはこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該利子補給対象事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを、補助事業者に命ずることができる。

区長は、補助事業者が の命令に違反したときは、当該利子補給金の交付を一時停止することができる。

書類の整備保管

補助事業者は、利子補給対象事業および各会計年度の借入金（利子を含む。）の返済に係る予算および決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを借入金（利子を含む。）の返済が完了するまで保管しておかなければならない。

利子補給金交付予定

別紙「練馬区医療施設整備資金利子補給金交付予定表」のとおり

第3号様式(第9条関係)

請求書

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、 年 月 日付け 第 号に基づき、交付決定のあった
病院 練馬区医療施設整備資金利子補給金(年 月から 年 月
分まで)として

上記金額を請求いたします。

年 月 日

練馬区長 殿

所在地

法人名

代表者

印

第4号様式(第10条関係)

年　月　日

練馬区長殿

所在地

法人名

代表者

印

年度借入金償還実績報告書

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 施設名

2 利子補給金

交付決定額(A) (年 月 日付け 練 第 号)	円
借入金償還実績に基づく利子補給金 要交付額(B)	円
過不足額(A - B)	円

3 添付書類

利子計算書(銀行等金融機関が発行したものの写し)

利子の支払を証する資料

救急医療状況報告書(第4号様式の2)または回復期および慢性期医療実施状況報告書(第4号様式の3)

年間の利用状況が分かる書類(入院・外来患者数、手術件数など)

第4号様式の2(第10条関係)

年 月 日

練馬区長殿

所在地

法人名

代表者

印

救急医療状況報告書

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、施設における前年の救急医療の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 施設名

2 救急医療受付件数(救急車受入を含む。) _____ 件
うち練馬区民 _____ 件

3 救急車受入件数 _____ 件
うち練馬区民 _____ 件

4 救急医療受付件数の構成比(%)

15歳未満	_____ %
15歳以上65歳未満	_____ %
65歳以上75歳未満	_____ %
75歳以上	_____ %

第4号様式の3(第10条関係)

年 月 日

練馬区長殿

所在地

法人名

代表者

印

回復期および慢性期医療実施状況報告書

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、施設における前年の回復期および慢性期医療の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 施設名

2 在宅復帰率

地域包括ケア病棟

項目	全 体	うち練馬区民
退院患者数	人	人
在宅(自宅および居住系介護施設等)	人	人
介護老人保健施設(在宅超強化型・在宅強化型)	人	人
以外の介護老人保健施設	人	人
有床診療所	人	人
のうち、有床診療所入院基本料の施設基準の第3の5の(1)のイの(イ)に該当する病床	人	人
~を除く病院	人	人
転棟患者数	人	人
在宅等へ退出した患者の割合 (+ / 2 +) / (+)	%	%

回復期リハビリテーション病棟

項目		全 体	うち練馬区民
退院患者数		人	人
内 訳	他の保険医療機関へ転院した者等を除く患者 数	人	人
在宅復帰率	/	%	%

療養病棟

項目		全 体	うち練馬区民
退院患者数(他病棟から当該病棟に転棟した患者のうち当該病棟での入院期間が1月未満の患者、再入院患者および死亡退院患者を除く。)		人	人
内 訳	在宅	人	人
	のうち、退院した患者の在宅での生活が1月以上(医療区分3の患者については14日以上)継続する見込みであることを確認できた患者	人	人
	介護老人保健施設	人	人
	同一の保険医療機関の在宅復帰機能強化加算に係る病棟以外の病棟	人	人
	他の保険医療機関	人	人
在宅復帰率 /		%	%

~ の表の各項目の解釈については、 の表については地域包括ケア病棟入院料、
 の表については回復期リハビリテーション病棟入院料および の表については療養
 病棟入院基本料における在宅復帰機能強化加算の各届出の例によるものとする。

3 対象病棟における病床利用率(%)

地域包括ケア病棟 _____ % (練馬区民の割合 _____ %)
 回復期リハビリテーション病棟 _____ % (練馬区民の割合 _____ %)
 療養病棟 _____ % (練馬区民の割合 _____ %)

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

練馬区長殿

所在地

法人名

代表者

印

事業実績報告書

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 施設の所在地、名称

所在地 _____

名称 _____

2 施設の設置、運営主体

所在地 _____

法人名 _____

代表者 _____

3 敷地

(1) 敷地面積 _____ m²

(2) 敷地の所有形態(自己所有、借地、買収予定地)

4 施設の規模、構造

(1) 整備形態 新築・改築・増築

(2) 規模、構造 造 階建

建築面積 _____ m² 延床面積 _____ m²

(3) 病床数 床

5 設計

(1) 設計者 名称 _____

(2) 設計期間 着手 年 月 日

完了 年 月 日

6 施工

(1) 請負業者 名称 _____
(2) 工事監理者 名称 _____
(3) 施工期間 着工 年 月 日
竣工 年 月 日

7 開院時期 年 月 日

8 整備費内訳

(1) 補助対象事業分

設計費	_____円
工事監理費	_____円
_____工事費	_____円
_____工事費	_____円
小計	_____円

(2) 補助対象外事業分

用地取得費	_____円
_____	_____円
小計	_____円

(3) 合計 _____円

9 財源内訳

(1) 借入金 _____円
(2) 補助金等 _____円
国補助金 _____円
都補助金 _____円
区補助金 _____円
その他 _____円
(3) 寄付金その他 _____円
(4) 自己資金 _____円
(5) 合計 _____円

10 添付書類

- 設計契約書、工事請負契約書および工事監理契約書の写し
- 建物配置図、平面図、立面図
- 検査済証の写し
- 建物内外の主要部分の写真

第6号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

(法人名、代表者氏名) 様

練馬区長

年度利子補給金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定をした利子補給金については、
練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

なお、超過交付額のある場合には、別に指定する日までに返還願います。

記

1 施設名

2 交付額

交付決定額(A)	円
交付確定額(B)	円
超過交付額(A - B)	円

第7号様式（第12条、第13条関係）

第 号
年 月 日

（法人名、代表者氏名）様

練馬区長

年度利子補給金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定をした利子補給金については、
練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消します。

なお、既に利子補給金が交付されているときは、同要綱第13条第2項の規定に基づき、本通知により取消しする部分について、下記に示す期日までに返還願います。

記

1 施設名

2 取消しの範囲 一部 · 全部

3 取消しの理由

4 取消しによる返還の有無 有 · 無

5 返還金額 円

6 返還期日 年 月 日

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

練馬区長殿

所在地

法人名

代表者

印

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付額変更申請書

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、利子補給金に係る借入金について借り入れ条件に変更が生じたため、利子補給金の交付額を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 施設名

2 借入れ条件の変更内容

$$\left[\begin{array}{c} \mathbf{v}_1 \\ \vdots \\ \mathbf{v}_n \end{array} \right]$$

3 交付申請額

变更前

總額(年月~年月)

金額

うち、 年度分

金額

変更後

総額(年月~年月)	金額	円							
うち、年度分									
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	円

4 添付書類

交付申請額算定内訳書（第1号様式の2）

借入金償還計画・実績表（第1号様式の4）

第9号様式（第14条関係）

年　月　日

練馬区長殿

所在地

法人名

代表者

印

練馬区医療施設整備資金利子補給金に係る借入金の借入れ条件変更届

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、利子補給金に係る借入金について借入れ条件に変更が生じたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。なお、この変更による交付額の変更はありません。

記

1 施設名

2 借入れ条件の変更内容



3 添付書類

交付申請額算定内訳書（第1号様式の2）

借入金償還計画・実績表（第1号様式の4）

第10号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

（法人名、代表者氏名）様

練馬区長

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付額変更決定通知書

年 月 日付けで交付額の変更申請のあった利子補給金については、練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱第14条の規定に基づき、下記により交付額を変更することを決定したので通知します。

記

1 施設名

2 交付決定額

総額（ 年 月 ~ 年 月)

金額									円

うち、_____年度分

金額									円

3 交付条件

利子補給対象事業の遂行

補助事業者は、利子補給金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって利子補給対象事業を遂行しなければならず、いやしくも利子補給金を他の用途に使用（交付の目的となっている融資または利子の軽減をしないことにより、利子補給金の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）してはならない。

事故報告

補助事業者は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、ただちにその理由およびその他必要な事項を書面により、区長に報告しなければならない。

利子補給対象事業が事業計画書による期間内に完了しないとき、または利子補給対象事業の遂行が困難になったとき。

利子補給金に係る借入金（利子を含む。）の返済を遅延したとき、または返済の

遂行が困難になったとき。

変更報告

補助事業者は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、ただちにその理由および変更内容等を書面により、区長に報告しなければならない。

利子補給対象事業の内容を変更するとき。

法人の代表者・登記・印鑑などに変更があったとき。

実績報告

補助事業者は、利子補給金の交付に係る会計年度の借入金償還実績報告書を、当該会計年度終了後20日以内に区長に提出しなければならない。

補助事業者は、利子補給対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を、区長に提出しなければならない。

交付決定の取消し

区長は、つぎのアからカまでのいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

イ 利子補給金を他の用途に使用したとき。

ウ 利子補給金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ 救急告示医療機関でなくなったときまたはこの利子補給金の初回交付年度の翌年度の3月末日までに救急告示を受けなかったとき。ただし、区長が認める場合はこの限りではない。

オ 地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料または療養病棟入院基本料の届出を取り下げたときまたはこの利子補給金の初回交付年度の翌年度の3月末日までにこれらの届出をしなかったとき。ただし、区長が認める場合はこの限りではない。

カ アからオまでに掲げるもののほか、区長が不適当と認める事由が生じたとき。
の規定は、交付すべき利子補給金の額が確定した後においても適用する。

利子補給金の返還

区長は、交付すべき利子補給金の額が確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、その超過した部分について、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

区長は、 の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、既に利子補給金が交付されているときは、その取消しに係る部分について、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

違約加算金

補助事業者は、 の規定により利子補給金の交付決定の全部または一部を取り消され、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）について、年10.95%の割合で計算した違約金（100円未満切捨て）を区に納付しなければならない。

延滞金

補助事業者は、利子補給金の返還を命ぜられた場合において、指定された期限までに納付しなかったときは、指定された期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）について、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満切捨て）を区に納付しなければならない。

借入金の借入れ条件等の変更

利子補給金の交付決定後、利子補給に係る借入金の借入利率および返済期間等借入れ条件が変更となった場合であって、交付対象額に変更があるときは、補助事業者は、練馬区医療施設整備資金利子補給金交付額変更申請書に別表第4に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

利子補給金の交付決定後、利子補給に係る借入金の借入利率および返済期間等借入れ条件が変更となった場合であって、交付対象額に変更がないときは、補助事業者は、練馬区医療施設整備資金利子補給金に係る借入金の借入れ条件変更届に別表第4に掲げる書類を添えて、区長に届け出なければならない。

区長は、 の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行う実地調査等により、利子補給金交付額を変更すべきものと認めたときは、速やかに利子補給金交付額の変更を決定するものとする。

の場合において、変動金利による借入金の場合で、適用する利率が変更となつたために交付対象額が変更となるときは、債務負担行為限度額の範囲で利子補給金交付額を変更する。

の場合において、借換えまたは償還条件の変更等補助事業者の事情により利子補給金交付額が増えることとなるときは、交付決定額の総額は増額しない。ただし、利子補給金交付額が減ることとなるときは、交付決定額を減額する。

から までの規定にかかるわらず、変更後の額が補助に係る当該年度の区の予算額を超えるときは、当該年度の区の予算額の範囲内で利子補給金を交付するものとする。

区長は、 から までの規定により利子補給金の交付額の変更を決定したときは、練馬区医療施設整備資金利子補給金交付額変更決定通知書により、利子補給金交付の条件を付して補助事業者に通知するものとする。

区長は、 および の規定により利子補給金交付額を減額した場合において、既にその額を超える利子補給金を交付しているときは、その超過した部分について、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

財産の処分等の制限

補助事業者は、利子補給対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないで、利子補給金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

立入検査等

区長は、利子補給金に係る予算の執行の適正を期すため必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、または職員にその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

是正のための措置

区長は、利子補給対象事業の成果が利子補給金の交付決定の内容またはこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該利子補給対象事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを、補助事業者に命ずることができる。

区長は、補助事業者が の命令に違反したときは、当該利子補給金の交付を一時停止することができる。

書類の整備保管

補助事業者は、利子補給対象事業および各会計年度の借入金（利子を含む。）の返済に係る予算および決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを借入金（利子を含む。）の返済が完了するまで保管しておかなければならない。

利子補給金交付予定

別紙「練馬区医療施設整備資金利子補給金交付予定表」のとおり